ページの見方
・参加費の書いていないものは無料です。
・申込先・期限（問）が書いてあり、申込方法が書いていないものは電話で申し込みください。
・申込先・方法・期限（問）がいずれも書いていないものは申込不要です。
・HPとあるものは市ホームページからダウンロードできます。

講座・催し

手話奉仕員養成講座 基礎編

福祉課 ☎34-5408

入門編を修了した人が技術を向上するための講座です。

とき…5月14日～11月5日の毎週木曜日（8月13日を除く）午後7時～9時か7時30分～9時（全25回）

ところ…総合福祉センター

対象…市内在住か在勤で、手話奉仕員養成講座入門編を修了し、動画視聴サイトへのアクセスと手話サークル活動への参加ができる高校生以上（18歳未満は保護者の同意が必要）

定員…抽選20人

参加費…4，290円（「手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう」の実技編と講義編をお持ちの人は無料。自身で登録いただく動画システム登録料1，760円別途）

持ち物…筆記用具

申込方法…申込用紙（HP）を提出ください。

申込期間…4月1日(水)～15日(水)

ホームページ

ふるさと映画村

中央公民館 ☎32-4811

とき…4月22日(水) 午後1時30分

ところ…中央公民館

上映作品…「深夜食堂」

生涯学習課 ☎47-0048

新潟広域都市圏連携事業

文化・観光施設 共通割引券

近隣市町村の施設で利用できる共通割引券です。切り取って使用ください。

歴史民俗産業資料館 ☎33-4446

令和8年度企画展 ハレの日の祝い展

晴れ着・お膳・屏風（びょうぶ）

お祝い事で使われた道具のほか、かつて「屏風まつり」とも呼ばれていた三条祭りに関連して、屏風も展示します。

とき…4月4日(土)～5月24日(日) 午前9時～午後5時

ところ…歴史民俗産業資料館

展示解説会…4月19日(日)、5月17日(日) 午後2時

ゴザ付き足駄（あしだ）

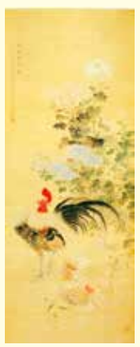

闔家全慶之図（こうかぜんけいのず）

投票できる人

日本国民で、平成20年4月20日までに生まれ、今年の1月11日までに三条市に転入した人

＊市外へ転出した人はできません。

＊3月31日(火)以降に市内の他の投票区に住所を移した人は、転居前の投票所で投票ください。

投票所

投票日に、入場券に記載の投票所で投票ください。

入場券

各世帯にはがきで郵送します。切り離して持参ください。届かないか、間違えて届いたときは連絡ください。入場券がなくても投票できます。

代理投票

けがなどで字が書けない人は、職員が代筆します。投票所で申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

とき…4月13日(月)～18日(土) 午前8時30分～午後8時

ところ…市役所第二庁舎、栄・下田各庁舎

持ち物…届いていたら入場券

＊裏面の宣誓書を事前に記入ください。

マイナンバーカードでの受け付け（独自サービスの利用を申請した人）

マイナンバーカードを提示すると、受け付けがスムーズです。期日前投票所での宣誓書の記載が不要になります。

不在者投票

●市外の滞在先で行う投票

仕事などで市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

①三条市選挙管理委員会に投票用紙を請求ください。滞在先の住所に投票用紙を送付します。（詳しくは問い合わせください）

②滞在先の選挙管理委員会に持参し、投票ください。投票後、滞在先の選挙管理委員会が三条市選挙管理委員会に転送します。

＊不在者投票は、投票日当日、投票所が閉じるまでに届かないと無効になります。郵送期間を考慮して、早めに対応ください。

●病院（施設）での投票

病気や出産などで病院や施設に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。本人に代わって施設が投票用紙の請求手続きなどをしてくれますので、施設に申し出てください。

●郵便などによる不在者投票

身体の障がいなどにより、投票所へ行くことが困難な人は、郵便投票ができます。

手続き…郵便等投票証明書の交付を受けてください。

対象者…選挙人名簿に登録されている次のいずれかに該当する人（詳しくは問い合わせください）

①身体障害者手帳をお持ちで次に該当する人
・両下肢、体幹、移動機能の障がいが1級か2級
・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいが1級か3級
・免疫、肝臓の障がいが1～3級

②戦傷病者手帳をお持ちで次に該当する人
・両下肢、体幹の障がいが特別項症～第2項症
・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいが特別項症～第3項症

③介護保険の被保険者証をお持ちで、要介護状態区分が要介護5の人

選挙公報の配布

候補者の政見などを掲載した選挙公報は4月14日(火)以降に配布し、ホームページに掲載します。

選挙運動用ポスター掲示場

掲示板を壊したり、ポスターを破いたりすると罰せられます。

風雨などで破損したものを見つけたときは、そのままにして連絡ください。